**審査委員会の運営に関する事項**

愛媛県森林組合連合会

第１ 　 目的

　　審査委員会の運営について、当連合会が平成24年10月16日に制定した「合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員等認定実施要領」の第4「審査及びその結果の通知」2項に基づき制定するものである。

第2 　 審査

　　審査は、平成18年8月1日に制定した「違法伐採対策に関する自主的行動規範」及び平成24年10月16日合法性・持続可能性の証明及び間伐材の確認、発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する愛媛県森林組合連合会自主的行動規範で規定する「合法性・持続可能性の証明、間伐材の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員認定実施要領」に基づき行う。

第3 　 審査会

　1　審査会は原則、年3回(4月、8月及び12月)に実施するものとする。但し、諸般の事情により急を要する場合はこの限りではない。

　2　審査委員会

　　審査委員は次の者をもって充てる

　　1.愛媛県森林組合連合会　　代表理事会長

　　2.　　　　〃　　　　　　　専務理事

　　3.　　　　〃　　　　　　　各部長

　　4.　　　　〃　　　　　　　木材市場担当所長及びバイオマス事業担当課長